

1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項等を定めるもので、市民自治の確立に向けた基本的な考え方を示す法的基盤となるものです。

自治基本条例が制定されると、市の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定（策定）又は運用されることとなり、自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」とも言われています。

2 条例制定の背景

現在、自治基本条例を制定する動きが全国の地方自治体に広がりつつありますが、その背景には大きく次の2点が考えられます。

(1) 地方分権の進展

平成 12 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則のもと、その自主性や主体性が強く求められるようになり、自らの自治のあり方を再定義し、政策や市政運営の具体的な方向付けをしていくことが必要となっています。

(2) 市民との協働の必要性

成熟した現代社会において、様々な生活形態や価値観が生まれ、行政に対するニーズも多様化・高度化し、さらに、急激な少子高齢化の進行、環境問題、経済不況、財政難など、地方自治体は多くの問題を抱えており、このような中、地方分権の本来の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、その地域の住民が主体的にまちづくりに参加することが不可欠です。また、NPO等の市民活動が各地で活発に行われるようになってきたこともあって、市民と行政との協働によるまちづくりの推進が、より一層求められています。

3 本市の現状

(1) これまでの取組

さいたま市では、総合振興計画「さいたま希望のまちプラン」において、都市づくりの基本理念の一つとして「市民と行政の協働」を掲げ、情報公開、わたしの提案（市長への提案制度）、附属機関等の委員公募、審議会等の会議の公開、パブリックコメント、区民会議、各種ワークショップの開催など、市民が市政に参画するための様々な取組を推進してきました。

このようなこともあり、自治基本条例の制定については平成 18 年度から 19 年度にかけて調査・研究を行いましたが、「自治基本条例を直ちに制定する必要性は低く、当面、現行の市民参加や市民との協働等による取組をさらに充実させていくことが重要である。」との結論に至ったところです。

(2) 市民自治の確立に向けた気運の高まり

しかし、現在、国においては「地方分権」の確立を目指し、これまで以上に地方分権を推進していくこととしており、また、本市においても、市民活動団体との協働の取組事例が年々増加し、さらに議会では真の分権社会の実現に向けた議会基本条例が制定されるなど、市民自治の確立に向けた気運が高まりを見せています。

(3) 自治基本条例の制定に向けて

今後、地方分権のさらなる進展の中にあって、自己決定・自己責任の原則のもと、本市が、市民ニーズに即した市民サービスを展開し、市民一人ひとりが真に「しあわせを実感できるまちづくり」を推進するためには、さらなる取組の充実が必要不可欠であり、そのためには、「まちづくり（＝自治）の主役は市民である」ことを前提とし、市民・行政が自らの責任を果たし、地域や市の課題をともに考え、ともに行動して公共を担い合う、「新しい公共」という考え方に立ったまちづくりの推進が、より一層重要となります。

このようなことから、「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」を目的とし、本市の自治のあり方を明文化する、さいたまらしさを取り入れた「さいたま市自治基本条例」の制定に向け、取り組んでいきます。

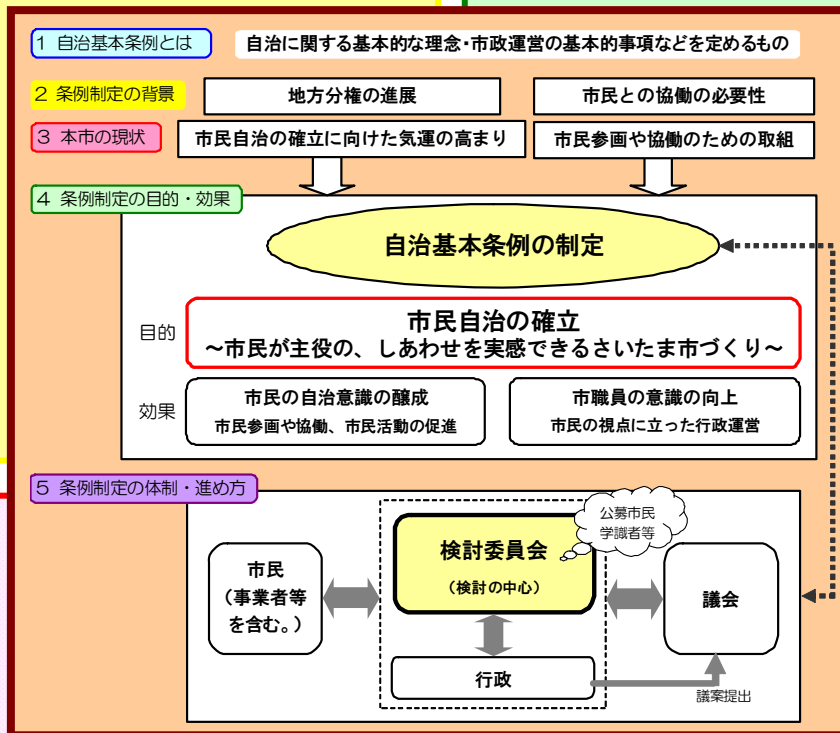
4 条例制定の目的・効果

(1) 目的

本市が政令指定都市として自立・発展し、市民と行政が公共を担い合うことによって、より市民ニーズに即した市民サービスが展開される、このような「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」の実現を目指します。

(2) 効果

自治基本条例制定の主な効果として、①市民の自治意識の醸成による、市民の行政への参画や行政との協働、自治会やNPOなど市民活動の促進、②市職員、市民参画や市民との協働、市民への説明責任等に関する意識の向上による、市民の視点に立った市民サービスの一層の推進、などが考えられます。



5 条例制定の体制・進め方

自治基本条例は、市民自治の確立が主な目的であることから、条例の実効性を高めるために、市民が主体となって、市民目線で十分に時間をかけてつくり上げていく過程が重要です。

(1) 検討委員会の設置

条例を検討するための中心的役割を担う組織として、公募市民、学識経験者等による「(仮称)さいたま市自治基本条例検討委員会」を設置します。

(2) 市民意見の反映

広く市民の方々に条例の制定趣旨を理解していただき、かつ多くの市民意見を反映した条例とするため、タウンミーティングなど様々な市民参画の手法を取り入れながら、検討を進めます。

(3) 行政の役割

行政内部においては、政策局政策企画部企画調整課が中心となって、各部署と連携・調整を図りながら、検討委員会をサポートするとともに、検討委員会と協力し、取組のPRや市民意見の収集等を行っていきます。

また、検討委員会の検討結果を最大限に尊重して、条例案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、議会に諮ります。

(4) 検討スケジュール

平成 22 年度から検討委員会による検討を始め、平成 23 年度末までに議会の議決を経て制定することを目標とします。

(主なスケジュール)

| | |
|----------|--|
| 平成 21 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例制定基本方針」策定 検討委員会委員の選定・公募 |
| 平成 22 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 検討委員会の設置、検討開始 検討委員会の中間報告 タウンミーティング、フォーラムなど |
| 平成 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 検討委員会の最終報告 パブリックコメント 議会に議案を提出、制定 |
| 平成 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 条例施行予定 |